

平成28年度

第18回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成28年12月13日 (火)
開会15時00分 閉会15時27分

場 所 教育委員室

平成 2 8 年度
第 1 8 回大分県教育委員会

【議 事】

- (1) 議 案
 - 第 1 号議案 教職員の懲戒処分について
 - 第 2 号議案 大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

- (2) 報 告
 - ①平成 2 8 年第 4 回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

- (3) 協 議
 - ①平成 2 9 年度大分県教科用図書選定審議会委員の構成について

- (4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	岩 武 茂 代
	教育次長	木 津 博 文
	参事監兼教育財務課長	森 崎 純 次
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	福利課長	中 村 均 子
	義務教育課長	米 持 武 彦
	生徒指導推進室長	樋 口 哲 司
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	姫 野 秀 樹
	社会教育課長	曾根崎 靖
	文化課長	佐 藤 晃 洋
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹	伊 藤 功 二
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

2 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成28年度 第18回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、松田委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。

会議の終了は15時40分を予定しています。

よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案及び第2号議案については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案及び第2号議案については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【報 告】

①平成28年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「平成28年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」能見教育改革・企画課長から報告いたします。

(能見教育改革・企画課長)

報告第1号「平成28年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」報告いたします。

資料の3ページをご覧ください。平成28年第4回定例県議会に上程された議案のうち、教育委員会関係分としまして、中ほどの議案名にあります「職員の給与に関する条例等の一部改正について」の議案につきまして、地教行法第29条の規定により知事から教育委員会の意見を求められました。

本来ですと知事への回答にあたりまして、教育委員会会議で議決をいただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第3条第1項に基づきまして、教育長が臨時代理として処分しております。

資料2ページのとおり異議のない旨回答いたしましたので、同条第2項に基づきまして、本委員会に報告するものでございます。

議案の内容等につきましては、教育人事課長から説明いたします。

以上でございます。

(藤本教育人事課長)

「職員の給与に関する条例等の一部改正について」説明いたします。

資料の4ページから56ページまでが議案となっておりますが、57ページから60ページまでの概要に基づきまして説明させていただきます。57ページの太枠で囲んでいる部分が教育委員会に係る部分でございます。

最初に、「項目1：職員の給与に関する条例の一部改正」につきましては、平成28年の給与改定にかかるものです。「(1)給料表改定」につきましては、人事委員会勧告に基づき平均0.15%の改定を行うものです。

続いて、「(3)扶養手当」につきましては、人事委員会勧告に基づき、配偶者に係る手当額を13,000円からその他の扶養親族と同額である6,500円とし、子にかかる手当額を6,500円から10,000円に引き上げるものです。行政職8級相当の職員には、子以外の扶養手当額を3,500円とするものです。なお、改定については表にありますように段階的に実施し、32年度で完成という取扱いになっています。

続いて、「(4)勤勉手当」につきましては、人事委員会勧告に基づき、年間の支給割合を0.1月分引き上げるものです。平成29年度以降につきましては、支給月数を6月期、12月期ともに一般職員は0.85月に、特定管理職員は1.05月に改正するものです。

資料58ページをご覧ください。「項目4：特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正」につきましては、「(1)期末手当」について、記載のとおり、0.1月分の改正を行うものです。

以上の他、資料60ページのとおり、施行期日や適用日にかかる規定の整備等を附則として設けています。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

ございませんでしょうか。

それでは、協議に移ります。

【協 議】

①平成29年度大分県教科用図書選定審議会委員の構成について

(工藤教育長)

それでは、協議の①「平成29年度大分県教科用図書選定審議会委員の構成について」米持義務教育課長から説明いたします。

(米持義務教育課長)

〈説明概要〉

- ・教科用図書選定審議会委員選任のスケジュールについて
- ・県教育委員会と選定審議会の役割について
- ・選定審議会委員の構成について

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(林職務代理者)

一号委員の小学校からの教員代表の選任についてですが、道徳の教員免許の保有者など、道徳を専門に教えている方を選ぶのですか。

(米持義務教育課長)

道徳については、免許はありませんので、一定の経験や授業を行っている方、市町村教育委員会の意見も踏まえて選任を行うようにしています。

(林職務代理者)

これまでの取組から選任すると、ある程度年配の方になるのかもしれませんが、道徳という観点からすると、若い方のご意見を取り入れることも重要だと思いますので、いろいろな観点から選んでいただきたいと思います。

(工藤教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえて進めていきたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございますか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ入室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第1号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

(工藤教育長)

次に、第2号議案「大分県スポーツ推進審議会委員の任命について」提案しますので、井上体育保健課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございませんか。

【その他】

①部活動指導者の国家資格構想について

(林職務代理者)

今朝の新聞に、国が新たな国家資格を創設し部活動外部指導者に採用する構想が浮上しているというような記事が出ていましたが、このような制度ができた場合、県内で指導者になる方は十分確保できますか。

(井上体育保健課長)

現在、すでに外部指導者を活用する事業を行っており、人材の確保は可能です。

(林職務代理者)

議員立法として議論されているようですが、どこまで責任を負うことができるのでしょうか。

(工藤教育長)

難しいところはあると思います。学校の中での指導となれば、安全対策はもちろん責任を明確にする必要があります。また、人材も都市部ほど豊富ではないと思いますし、経費をどうするかについての検討も必要になると思います。

(林職務代理者)

いずれにしても、早めに議論していく方がよいのではないのでしょうか。

(高橋委員)

学校において、顧問の先生との関係を構築することも大切です。

(工藤教育長)

放課後の学校に外部の人が入って指導することになりますので、課題について整理していく必要があると思います。ありがたい制度ではありますが、地方ほど人材確保が難しいという面もあると思います。

(松田委員)

外部指導者が入るとしても、顧問の先生は必要だと思います。その競技が専門ではないとしても、責任者としての顧問が必要ではないのでしょうか。また、外部指導者の技術が優れていたとしても、先生方と連携を取れないといけませんので、採用に当たっては管理職が面接などを行う必要があると思います。

(高橋委員)

各競技ごとに資格がありますので、そこは学校とのすり合わせが必要だと思います。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

ないようですので、これで平成28年度第18回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成28年度第18回大分県教育委員会会議次第

日時 平成28年12月13日(火)

15:00~15:40

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 教職員の懲戒処分について

第2号議案 大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

(2) 報 告

①平成28年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(3) 協 議

①平成29年度大分県教科用図書選定審議会委員の構成について

(4) その他

4 閉 会

報告第一号

平成二十八年第四回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十八年十二月十三日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

教委教改第1024号

平成28年12月2日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会

教育長 工藤 利明



議案に対する教育委員会の意見について（回答）

平成28年11月30日付け財第369号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

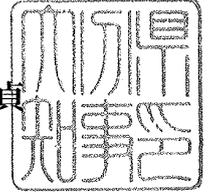


財 第 3 6 9 号
平成28年11月30日

大分県教育委員会

教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

・職員の給与に関する条例等の一部改正について

2 議案提出県議会

平成28年第4回定例県議会

第二百二十三号議案

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十二月五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年大分県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「四十一万三千三百円」を「四十一万三千八百円」に改め、同項第二号中「五万五百円」を「五万六百元」に改める。

第二十三条第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

(1)

(2)

別表第一 (第六条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
	号 給	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300

25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		

(4)

57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		

再任
用職
員以
外の
職員

89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200
94		294,000	341,800	380,700	392,500
95		294,400	342,300	381,100	392,800
96		294,800	342,700	381,500	393,000
97		295,000	342,800	381,800	393,200
98		295,300	343,300	382,300	
99		295,700	343,700	382,700	
100		296,100	344,000	383,100	
101		296,300	344,300	383,400	
102		296,600	344,700		
103		297,000	345,100		
104		297,300	345,500		
105		297,500	346,000		
106		297,800	346,400		
107		298,200	346,800		
108		298,500	347,200		
109		298,700	347,700		
110		299,100	348,100		
111		299,500	348,400		
112		299,800	348,700		
113		299,900	349,200		
114		300,200			
115		300,500			
116		300,900			
117		301,100			
118		301,300			
119		301,600			
120		301,900			

(6)

121	302,300								
122	302,500								
123	302,800								
124	303,100								
125	303,400								
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、臨時職員及び非常勤職員を除く。

別表第二 (第六条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級					2 級					3 級					4 級					5 級				
		給料月額					給料月額					給料月額					給料月額					給料月額				
号	給	円					円					円					円					円				
1		141,700					191,400					278,000					329,500					387,700				
2		142,800					194,000					280,400					331,700					390,600				
3		144,000					196,400					282,800					333,900					393,300				
4		145,100					198,800					285,200					335,900					396,100				
5		146,200					201,300					287,500					337,800					398,300				
6		147,500					203,600					289,700					339,900					401,000				
7		148,800					205,900					291,700					342,000					403,700				
8		150,100					208,100					293,700					344,000					406,400				
9		151,200					210,200					295,900					345,900					409,000				
10		152,900					212,500					298,500					347,900					411,600				
11		154,500					215,000					301,100					350,000					414,300				
12		156,100					217,300					303,900					352,000					417,100				
13		157,600					219,500					306,100					354,000					419,700				
14		159,500					221,900					308,700					355,900					422,400				
15		161,400					224,300					311,200					357,700					425,200				
16		163,400					226,700					314,000					359,600					427,900				
17		165,200					229,000					316,600					361,500					430,400				
18		167,400					231,800					318,800					363,400					433,000				
19		169,600					234,700					321,000					365,300					435,500				
20		171,700					237,600					323,100					367,300					438,100				
21		173,900					240,100					325,400					368,900					440,600				
22		176,300					242,800					327,400					370,900					443,200				
23		178,600					245,300					329,400					372,700					445,800				
24		180,900					248,000					331,400					374,600					448,300				

(8)

25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100

57	241, 400	300, 000	375, 500	425, 300	514, 000
58	242, 600	301, 100	376, 300	426, 600	515, 000
59	243, 600	302, 300	377, 000	428, 000	516, 000
60	244, 700	303, 500	377, 700	429, 300	517, 000
61	245, 800	304, 400	378, 300	430, 100	518, 100
62	246, 900	305, 500	379, 000	431, 000	519, 000
63	247, 800	306, 600	379, 900	432, 000	519, 700
64	248, 900	307, 700	380, 800	432, 900	520, 400
65	250, 100	308, 700	381, 400	433, 800	521, 200
66	251, 200	309, 800	382, 200	434, 600	522, 000
67	252, 300	310, 800	383, 000	435, 200	522, 800
68	253, 200	311, 800	383, 800	436, 000	523, 600
69	254, 100	312, 900	384, 400	436, 400	524, 300
70	255, 500	313, 900	385, 100	437, 000	525, 100
71	257, 000	315, 000	385, 800	437, 500	525, 900
72	258, 400	316, 100	386, 500	438, 000	526, 700
73	259, 800	316, 800	387, 200	438, 500	527, 400
74	261, 200	317, 800	387, 800		
75	262, 600	318, 900	388, 400		
76	263, 700	320, 000	389, 100		
77	264, 800	321, 100	389, 800		
78	266, 000	322, 100	390, 400		
79	267, 300	323, 000	391, 000		
80	268, 400	323, 900	391, 600		
81	269, 800	325, 000	392, 200		
82	271, 100	325, 800	392, 800		
83	272, 400	326, 500	393, 400		
84	273, 600	327, 300	394, 000		
85	274, 700	327, 800	394, 500		
86	275, 800	328, 300	395, 000		
87	277, 100	328, 800	395, 500		
88	278, 300	329, 300	396, 200		

再任用職員以外の職員

(10)

89	279,300	329,600	396,600
90	280,500	330,100	
91	281,600	330,600	
92	282,800	331,100	
93	283,800	331,400	
94	284,800	331,800	
95	285,800	332,300	
96	286,800	332,800	
97	287,300	333,300	
98	288,200	333,800	
99	288,900	334,300	
100	289,800	334,800	
101	290,700	335,300	
102	291,400	335,800	
103	292,100	336,300	
104	292,800	336,800	
105	293,500	337,300	
106	294,000	337,700	
107	294,500	338,200	
108	295,000	338,600	
109	295,200	339,100	
110	295,600	339,500	
111	295,900	340,000	
112	296,200	340,400	
113	296,500	340,900	
114	296,800	341,300	
115	297,100	341,800	
116	297,400	342,200	
117	297,700	342,700	
118	298,100	343,100	
119	298,400	343,500	
120	298,800	343,900	

121	299,100	344,300			
再任用職員	216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(12)

別表第三 (第六条関係)

医療職員給料表

イ 医療職員給料表 (一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級 2 級 3 級 4 級			
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500

25	329,900	401,800	455,800	520,200
26	332,700	404,100	458,100	522,000
27	335,300	406,400	460,300	523,800
28	337,900	408,700	462,600	525,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400
30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800
33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900

(14)

57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	
85		479,600	536,800	
86		480,200	537,700	
87		480,600	538,600	
88		481,100	539,500	

再任
用職
員以
外の
職員

89			481,600		
90			482,200		
91			482,800		
92			483,200		540,300
93			483,700		
94			484,300		
95			484,900		
96			485,500		
97			486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(16)

口 医 療 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務の級	給料月額						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000

25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	

(18)

57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	405,500
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	405,800
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	406,100
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	406,300
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	406,600
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	406,900
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	407,200
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	407,400
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	
86		288,700	324,600	345,500	387,100	
87		288,900	324,800	345,800	387,500	
88		289,100	325,200	346,100	387,900	

再任用職員以外の職員

89	289,500	325,600	346,500	388,300
90	289,700	326,000	346,800	388,800
91	289,900	326,400	347,200	389,200
92	290,100	326,800	347,500	389,600
93	290,500	327,100	347,900	390,000
94	290,700	327,300	348,200	390,500
95	290,900	327,700	348,500	390,900
96	291,200	328,000	348,800	391,300
97	291,600	328,200	349,100	391,700
98	291,900	328,500	349,500	
99	292,100	328,800	349,900	
100	292,400	329,100	350,300	
101	292,700	329,300	350,800	
102	292,900	329,600	351,200	
103	293,100	330,000	351,600	
104	293,400	330,200	352,000	
105	293,700	330,300	352,500	
106		330,600		
107		331,000		
108		331,200		
109		331,400		
110		331,800		
111		332,200		
112		332,600		
113		332,800		
再任用職員	187,900	242,700	256,100	281,300
		214,500		322,000
				364,200

備考 この表は、保健所、県立学校、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(20)

別表第四 (第六条関係)

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	号	給	給料月額	円										
	1		145,100	円	169,900	円	223,600	円	267,700	円	316,700	円	353,700	円
	2		146,100		172,200		225,800		269,500		318,700		356,000	
	3		147,200		174,700		227,800		271,300		320,800		358,200	
	4		148,200		177,000		229,900		273,100		322,900		360,700	
	5		149,200		179,400		231,900		274,400		325,100		362,900	
	6		150,500		181,900		234,000		276,300		327,000		366,000	
	7		151,800		184,300		236,100		278,100		328,600		369,200	
	8		153,100		186,900		238,200		279,900		330,300		372,100	
	9		154,200		189,100		240,400		281,400		331,900		375,000	
	10		155,700		191,500		242,300		283,900		334,200		378,100	
	11		157,300		193,900		244,200		286,100		336,500		381,200	
	12		158,800		196,400		246,100		288,300		339,000		384,200	
	13		160,100		198,900		248,000		290,900		341,100		387,100	
	14		161,600		201,500		249,900		293,500		343,400		389,800	
	15		163,100		204,200		251,700		295,700		345,700		392,600	
	16		164,700		206,800		253,600		298,100		348,100		395,300	
	17		166,100		209,200		255,300		300,400		350,500		398,100	
	18		167,800		211,900		257,200		302,600		353,000		400,100	
	19		169,500		214,600		259,100		304,800		355,400		402,100	
	20		171,200		217,300		261,000		306,900		357,800		404,200	
	21		172,800		219,900		262,500		308,900		360,200		405,900	
	22		174,800		221,500		264,100		310,100		362,600		407,800	
	23		176,700		223,100		265,600		311,200		364,800		409,700	
	24		178,600		224,700		267,100		312,400		367,100		411,700	

25	180,300	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300
26	182,100	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900
27	183,900	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700
28	185,700	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400
29	187,300	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500
30	189,400	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100
31	191,500	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600
32	193,600	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200
33	195,500	236,600	279,500	326,200	386,900	425,800
34	197,400	237,500	280,900	327,800	388,600	427,100
35	199,300	238,400	282,000	329,100	390,300	428,400
36	201,200	239,300	283,300	330,600	392,100	429,600
37	203,000	240,000	284,300	332,100	393,800	430,800
38	204,600	240,800	285,500	333,700	395,200	431,800
39	206,200	241,600	286,300	335,300	396,700	432,800
40	207,800	242,500	287,300	336,700	398,200	433,800
41	209,200	243,500	288,400	338,200	398,900	434,200
42	210,800	244,400	289,400	339,600	400,200	434,800
43	212,400	245,300	290,300	341,100	401,400	435,500
44	214,000	246,200	291,000	342,600	402,800	436,200
45	215,400	247,000	291,900	344,000	404,200	436,800
46	216,700	247,900	293,100	345,400	405,600	437,100
47	217,900	248,700	294,200	346,800	407,000	437,700
48	219,200	249,600	295,600	348,200	408,300	438,300
49	220,600	250,000	297,000	349,300	409,600	438,700
50	221,800	250,700	298,100	350,700	410,500	439,400
51	223,000	251,300	299,200	352,100	411,400	440,100
52	224,100	251,900	300,100	353,500	412,300	440,800
53	225,400	252,100	301,200	354,900	412,500	441,400
54	226,700	252,700	302,200	356,300	412,900	442,100
55	227,900	253,100	303,300	357,600	413,400	442,800
56	229,100	253,800	304,200	359,000	413,900	443,400

(22)

57	230,200	254,100	305,400	359,800	414,300	443,800
58	231,400	254,800	306,500	361,000	414,500	444,500
59	232,600	255,200	307,600	362,100	415,100	445,200
60	233,800	255,800	308,700	363,400	415,600	445,900
61	235,000	256,400	309,400	364,500	416,000	446,300
62	236,100	256,900	310,100	365,100	416,600	446,600
63	237,000	257,400	310,900	365,600	417,200	446,900
64	238,100	258,000	311,700	366,200	417,800	447,200
65	238,700	258,400	312,200	366,600	418,400	447,400
66	239,700	258,800	312,900	367,100	419,000	447,700
67	240,500	259,000	313,500	367,600	419,500	448,000
68	241,600	259,500	314,100	368,100	420,100	448,300
69	242,400	259,800	314,900	368,300	420,700	448,500
70	243,200			368,600	421,200	448,800
71	243,900			369,000	421,800	449,100
72	244,800			369,300	422,400	449,300
73	245,600			369,800	422,900	449,500
74	246,300			370,000	423,500	
75	246,800			370,500	424,000	
76	247,400			371,000	424,600	
77	247,700			371,400	425,100	
78	248,200			371,900	425,700	
79	248,800			372,400	426,400	
80	249,500			372,900	427,000	
81	249,900			373,400	427,300	
82	250,300			373,800	427,900	
83	250,500			374,300	428,600	
84	251,000			374,800	429,200	
85	251,300			375,200	429,600	
86				375,700	430,100	
87				376,100	430,800	
88				376,600	431,500	

再任
用職
員以
外の
職員

89					377,100	431,700	
90					377,600		
91					378,100		
92					378,600		
93					378,900		
94					379,300		
95					379,800		
96					380,200		
97					380,700		
98					381,000		
99					381,500		
100					381,900		
101					382,500		
102					382,800		
103					383,300		
104					383,700		
105					384,300		
再任用 員		214,300	219,500	249,500	278,900	319,600	
備考	この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。						348,400

(24)

別表第五 (第六条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
	号 給	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200

25	211, 400	228, 600	249, 900	282, 200	341, 600	368, 200	395, 200	424, 500	461, 700
26	213, 200	230, 300	251, 200	284, 100	343, 700	370, 200	397, 200	425, 900	463, 100
27	215, 000	232, 000	252, 500	286, 100	345, 700	372, 200	399, 300	427, 400	464, 600
28	216, 700	233, 700	253, 700	288, 100	347, 700	374, 200	401, 400	429, 000	465, 900
29	218, 600	235, 100	254, 900	290, 000	349, 700	376, 100	402, 900	430, 300	467, 100
30	220, 400	236, 900	256, 000	292, 000	351, 800	378, 200	404, 700	432, 000	467, 800
31	222, 200	238, 700	257, 300	293, 800	353, 800	380, 300	406, 400	433, 700	468, 500
32	224, 000	240, 500	258, 400	295, 700	355, 900	382, 300	408, 100	435, 300	469, 200
33	225, 700	241, 900	259, 100	297, 500	357, 500	384, 200	409, 800	436, 700	469, 700
34	227, 400	243, 400	260, 300	299, 300	359, 500	386, 300	411, 300	438, 400	470, 500
35	229, 100	244, 700	261, 400	301, 200	361, 400	388, 400	412, 900	440, 100	471, 200
36	230, 800	246, 100	262, 600	303, 000	363, 500	390, 300	414, 400	441, 700	471, 800
37	232, 200	247, 400	263, 500	304, 800	365, 400	392, 000	415, 700	443, 100	472, 100
38	234, 000	248, 700	264, 700	306, 700	367, 500	393, 500	417, 200	443, 800	472, 700
39	235, 800	249, 900	265, 700	308, 600	369, 500	394, 800	418, 700	444, 500	473, 200
40	237, 600	251, 100	266, 700	310, 300	371, 500	396, 200	420, 200	445, 200	473, 700
41	239, 000	252, 300	267, 900	312, 200	373, 500	397, 400	421, 700	445, 600	474, 200
42	240, 400	253, 500	269, 300	314, 000	375, 600	398, 500	423, 000	446, 200	474, 600
43	241, 700	254, 600	270, 600	315, 900	377, 700	399, 500	424, 300	446, 900	475, 000
44	242, 900	255, 700	271, 800	317, 800	379, 700	400, 500	425, 500	447, 500	475, 400
45	244, 200	256, 600	272, 900	319, 500	381, 400	401, 700	426, 500	448, 300	475, 700
46	245, 300	257, 700	274, 400	321, 400	383, 100	402, 900	427, 200	449, 000	476, 100
47	246, 300	258, 800	275, 900	323, 300	384, 700	404, 000	428, 000	449, 500	476, 500
48	247, 200	260, 000	277, 500	325, 100	386, 400	405, 200	428, 800	450, 000	476, 900
49	248, 100	260, 900	279, 300	326, 700	387, 800	406, 500	429, 300	450, 500	477, 200
50	249, 200	262, 100	281, 000	328, 300	388, 800	407, 300	429, 700	450, 800	
51	250, 400	263, 100	282, 700	329, 800	389, 800	408, 100	430, 100	451, 100	
52	251, 500	264, 200	284, 200	331, 500	390, 800	408, 800	430, 400	451, 500	
53	252, 300	265, 400	285, 700	333, 100	392, 100	409, 300	430, 700	451, 900	
54	253, 500	266, 400	287, 500	334, 800	393, 200	410, 000	431, 100	452, 100	
55	254, 400	267, 800	289, 200	336, 600	394, 300	410, 700	431, 400	452, 400	
56	255, 600	269, 000	290, 900	338, 400	395, 500	411, 300	431, 700	452, 600	

57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000
58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200
59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400
60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600
61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000
62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500	454,200
63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800	454,400
64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100	454,600
65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400	455,000
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700	
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000	
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300	
69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500	
70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800	
71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100	
72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400	
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600	
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900	
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200	
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500	
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700	
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000	
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300	
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600	
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800	
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100	
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400	
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700	
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900	
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700		
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000		
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200		

再任
用職
員以
外の
職員

89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400
94	299,800	323,400	349,800	383,400	415,300	
95	300,900	324,800	351,300	384,000	415,700	
96	302,200	326,100	352,800	384,500	416,100	
97	303,300	327,300	354,100	384,900	416,400	
98	304,500	328,600	355,300	385,300		
99	305,700	329,900	356,400	385,900		
100	306,900	331,200	357,600	386,400		
101	308,100	332,600	358,700	386,800		
102	309,100	333,500	359,800	387,300		
103	310,200	334,600	360,900	387,900		
104	311,200	335,800	362,100	388,400		
105	312,000	336,900	363,300	388,700		
106	312,600	338,000	363,800	389,100		
107	313,200	339,000	364,400	389,600		
108	313,900	340,100	365,000	389,900		
109	314,400	341,300	365,600	390,200		
110	314,900	342,300	366,100	390,700		
111	315,400	343,300	366,600	391,200		
112	316,000	344,200	367,100	391,700		
113	316,800	345,100	367,500	392,000		
114	317,500	346,000	367,900	392,500		
115	318,200	347,000	368,500	393,000		
116	318,900	348,000	369,000	393,500		
117	319,500	349,000	369,400	393,800		
118	320,300	349,500	369,900	394,300		
119	321,000	350,100	370,500	394,800		
120	321,800	350,700	371,000	395,300		

121	322,400	351,000	371,100	395,700					
122	322,700	351,400	371,700	396,200					
123	323,200	351,900	372,200	396,600					
124	323,700	352,300	372,600	397,100					
125	324,000	352,700	373,100	397,500					
126		353,100	373,600	398,000					
127		353,600	374,100	398,400					
128		354,000	374,600	398,900					
129		354,400	374,900	399,300					
130		354,800	375,400						
131		355,200	375,900						
132		355,600	376,400						
133		355,800	376,700						
134		356,300	377,200						
135		356,700	377,600						
136		357,000	378,000						
137		357,300	378,300						
138		357,700	378,800						
139		358,200	379,300						
140		358,700	379,800						
141		359,000	380,100						
142		359,500							
143		360,000							
144		360,500							
145		360,800							
再任用職員	240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第六 (第六条関係)

教 育 職 給 料 表

イ 教 育 職 給 料 表 (一)

職員の 区分	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
	職務 の級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号 給	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100				
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900				
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700				
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400				
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900				
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400				
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300				
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200				
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000				
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800				
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700				
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500				
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200				
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100				
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900				
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800				
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500				
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300				
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100				
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900				
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500				
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200				
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100				
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800				

(30)

25	202, 400	249, 800	316, 500	376, 800	458, 500
26	204, 100	252, 300	318, 800	378, 600	460, 100
27	205, 800	254, 800	321, 200	380, 400	461, 700
28	207, 400	257, 100	323, 400	382, 300	463, 200
29	208, 900	259, 800	325, 700	384, 200	464, 700
30	210, 600	262, 200	327, 700	386, 100	466, 000
31	212, 300	264, 400	329, 900	388, 000	467, 300
32	214, 000	266, 600	332, 100	390, 000	468, 600
33	215, 600	268, 800	334, 100	391, 700	469, 800
34	217, 400	271, 000	336, 200	393, 400	470, 500
35	219, 200	273, 200	338, 400	395, 000	471, 200
36	221, 000	275, 200	340, 500	396, 800	471, 900
37	222, 600	277, 500	342, 600	398, 000	472, 500
38	224, 400	279, 500	344, 700	399, 500	
39	226, 200	281, 400	346, 900	400, 900	
40	228, 000	283, 400	349, 000	402, 300	
41	229, 700	285, 200	351, 100	404, 000	
42	231, 400	287, 600	353, 200	405, 400	
43	233, 000	289, 900	355, 200	406, 700	
44	234, 600	292, 400	357, 300	408, 200	
45	236, 200	294, 500	359, 200	409, 800	
46	237, 600	297, 000	361, 200	411, 100	
47	238, 900	299, 300	363, 200	412, 600	
48	240, 100	302, 000	365, 200	414, 200	
49	241, 600	304, 400	366, 900	415, 900	
50	243, 100	306, 800	368, 700	417, 300	
51	244, 300	309, 300	370, 600	418, 900	
52	245, 800	311, 600	372, 600	420, 400	
53	247, 000	313, 900	374, 500	422, 100	
54	248, 200	316, 100	376, 300	423, 600	
55	249, 600	318, 200	378, 100	425, 200	
56	250, 700	320, 400	379, 800	426, 800	

57	252,000	322,600	381,300	428,300
58	253,100	324,700	382,900	429,800
59	254,200	326,900	384,600	431,000
60	255,400	328,900	386,300	432,200
61	256,700	331,000	387,500	433,400
62	258,000	333,100	388,900	434,700
63	259,400	335,300	390,300	436,000
64	260,600	337,500	391,600	437,200
65	261,900	339,400	393,000	438,400
66	263,400	341,600	394,200	439,600
67	264,900	343,700	395,600	440,800
68	266,600	345,900	397,000	442,000
69	268,100	347,800	398,300	443,200
70	269,500	349,700	399,600	444,400
71	270,900	351,800	401,000	445,600
72	272,300	353,800	402,300	446,800
73	273,400	355,500	403,600	447,900
74	274,800	357,400	405,000	448,500
75	276,200	359,200	406,400	449,000
76	277,400	361,100	407,700	449,500
77	278,800	363,000	408,900	450,000
78	280,000	364,700	410,100	
79	281,200	366,400	411,400	
80	282,400	368,000	412,800	
81	283,500	369,500	414,100	
82	284,700	371,000	415,300	
83	285,900	372,500	416,300	
84	287,100	373,900	417,500	
85	288,300	375,000	418,700	
86	289,400	376,400	419,900	
87	290,500	377,800	421,100	
88	291,700	379,100	422,100	

再任
用職
員以
外の
職員

89	292,900	380,400	423,200
90	294,000	381,700	424,200
91	295,200	382,900	425,200
92	296,400	384,200	426,200
93	297,100	385,500	427,100
94	298,100	386,600	427,900
95	299,200	387,900	428,700
96	300,400	389,100	429,500
97	301,400	390,500	430,300
98	302,500	391,500	430,700
99	303,500	392,600	431,100
100	304,600	393,600	431,500
101	305,500	394,500	431,900
102	306,600	395,500	432,200
103	307,700	396,600	432,500
104	308,700	397,700	432,800
105	309,300	398,400	433,100
106	310,200	399,300	433,400
107	311,000	400,200	433,700
108	311,800	401,100	433,900
109	312,700	401,900	434,100
110	313,100	402,800	434,400
111	313,500	403,600	434,700
112	314,000	404,400	434,900
113	314,600	405,000	435,100
114	315,000	405,700	435,400
115	315,500	406,400	435,700
116	316,000	407,100	435,900
117	316,600	407,700	436,100
118	317,100	408,200	
119	317,500	408,600	
120	318,000	409,000	

121	318,500	409,400
122	318,900	409,700
123	319,400	410,000
124	319,900	410,200
125	320,500	410,400
126	320,800	410,700
127	321,100	411,000
128	321,400	411,200
129	321,600	411,400
130	321,900	411,700
131	322,200	412,000
132	322,500	412,200
133	322,700	412,400
134	322,900	412,700
135	323,100	413,000
136	323,400	413,200
137	323,700	413,400
138	323,900	413,700
139	324,200	414,000
140	324,500	414,200
141	324,700	414,400
142	324,900	414,700
143	325,200	415,000
144	325,400	415,200
145	325,700	415,400
146	325,900	415,700
147	326,200	416,000
148	326,500	416,200
149	326,700	416,400
150	326,900	
151	327,200	
152	327,500	

(34)

再任用職員	153	327,700	273,500	330,300	414,400
		233,200			

備考 (一) この表は、県立高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

口 教 育 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級				2 級				特 2 級				3 級				4 級				
		給料月額				給料月額				給料月額				給料月額				給料月額				
	号 給	円			円			円			円			円			円			円		
	1	155,200			171,100			260,000			289,000			405,900			289,000			405,900		
	2	156,700			173,200			262,500			291,600			407,400			291,600			407,400		
	3	158,200			175,300			264,800			294,500			408,900			294,500			408,900		
	4	159,700			177,500			267,100			297,000			410,400			297,000			410,400		
	5	161,400			179,500			269,700			299,500			411,800			299,500			411,800		
	6	163,300			181,700			272,100			301,900			413,200			301,900			413,200		
	7	165,100			183,900			274,300			304,200			414,700			304,200			414,700		
	8	166,900			186,100			276,500			306,600			416,300			306,600			416,300		
	9	168,700			188,400			278,800			309,000			417,700			309,000			417,700		
	10	170,800			191,200			281,100			311,600			419,100			311,600			419,100		
	11	172,800			193,900			283,500			314,300			420,500			314,300			420,500		
	12	174,800			196,600			285,700			317,200			421,800			317,200			421,800		
	13	176,800			199,500			288,100			319,700			423,100			319,700			423,100		
	14	179,000			201,200			290,200			321,700			424,500			321,700			424,500		
	15	181,200			202,900			292,100			323,700			425,900			323,700			425,900		
	16	183,400			204,600			294,100			326,000			427,300			326,000			427,300		
	17	185,700			206,400			296,300			328,200			428,500			328,200			428,500		
	18	188,300			208,100			298,800			330,400			429,800			330,400			429,800		
	19	190,800			209,800			301,300			332,700			431,000			332,700			431,000		
	20	193,300			211,400			304,000			334,800			432,300			334,800			432,300		
	21	195,800			213,200			306,300			337,100			433,400			337,100			433,400		
	22	197,500			215,100			308,900			339,300			434,600			339,300			434,600		
	23	199,200			217,000			311,200			341,600			435,900			341,600			435,900		
	24	200,900			218,900			313,900			343,900			437,200			343,900			437,200		

(36)

25	202,400	316,500	345,800	438,500
26	204,000	318,800	347,600	439,700
27	205,600	321,200	349,500	440,700
28	207,100	323,400	351,400	441,800
29	208,800	325,700	353,200	443,000
30	210,500	327,700	355,000	443,800
31	212,200	329,900	356,700	444,600
32	213,900	332,100	358,600	445,500
33	215,400	334,100	360,200	446,400
34	217,100	336,200	361,900	446,900
35	218,800	338,300	363,600	447,400
36	220,500	340,300	365,400	447,900
37	222,000	342,300	367,300	448,400
38	223,700	344,200	368,800	
39	225,400	346,200	370,300	
40	227,100	348,100	371,900	
41	228,700	349,900	373,100	
42	230,400	351,700	374,500	
43	232,000	353,500	375,900	
44	233,600	355,200	377,400	
45	235,300	357,000	378,900	
46	236,800	358,700	380,500	
47	238,200	360,200	382,100	
48	239,600	361,800	383,600	
49	241,000	363,100	385,000	
50	242,400	364,600	386,500	
51	243,900	366,200	388,000	
52	245,100	367,800	389,400	
53	246,200	369,300	390,600	
54	247,600	370,800	391,900	
55	248,800	372,300	393,000	
56	250,000	373,800	394,100	

57	251,200	294,500	375,300	395,500
58	252,400	297,000	376,700	396,700
59	253,500	299,300	378,100	397,900
60	254,700	302,000	379,400	399,200
61	256,100	304,400	380,300	400,400
62	257,300	306,800	381,500	401,400
63	258,500	309,300	382,700	402,800
64	259,400	311,600	383,800	404,100
65	260,400	313,900	384,700	405,300
66	261,800	316,100	385,900	406,400
67	263,200	318,200	386,900	407,600
68	264,700	320,400	388,000	408,700
69	266,300	322,600	389,200	409,700
70	267,800	324,700	390,200	410,900
71	269,300	326,900	391,300	412,100
72	270,700	328,900	392,500	413,300
73	271,800	331,000	393,500	413,900
74	273,000	333,100	394,600	414,700
75	274,300	335,300	395,700	415,400
76	275,500	337,500	396,800	415,900
77	276,900	339,300	397,700	416,200
78	278,000	341,200	398,600	416,600
79	279,200	343,100	399,600	417,000
80	280,400	344,900	400,600	417,400
81	281,600	346,700	401,400	417,700
82	282,500	348,500	402,200	418,100
83	283,700	350,100	402,900	418,500
84	284,900	351,900	403,700	418,800
85	285,900	353,200	404,400	419,100
86	286,800	354,800	405,200	419,500
87	287,700	356,300	405,900	419,900
88	288,700	357,800	406,600	420,200

再任用職員以外の職員

89	289, 800	359, 200	407, 200	420, 500
90	290, 700	360, 500	407, 900	420, 800
91	291, 600	361, 900	408, 400	421, 100
92	292, 500	363, 300	409, 100	421, 300
93	292, 900	364, 800	409, 500	421, 500
94	293, 600	366, 100	409, 900	
95	294, 300	367, 400	410, 200	
96	295, 100	368, 600	410, 500	
97	295, 900	369, 600	410, 800	
98	296, 700	370, 600	411, 100	
99	297, 500	371, 600	411, 400	
100	298, 200	372, 600	411, 600	
101	299, 100	373, 500	411, 800	
102	299, 600	374, 500	412, 100	
103	300, 100	375, 500	412, 400	
104	300, 600	376, 500	412, 600	
105	300, 800	377, 300	412, 800	
106	301, 200	378, 200	413, 100	
107	301, 500	379, 100	413, 400	
108	301, 700	380, 100	413, 600	
109	301, 900	380, 900	413, 800	
110	302, 100	381, 900	414, 100	
111	302, 400	382, 900	414, 400	
112	302, 700	383, 900	414, 600	
113	302, 900	384, 500	414, 800	
114	303, 100	385, 400	415, 100	
115	303, 300	386, 300	415, 400	
116	303, 600	387, 200	415, 600	
117	303, 900	388, 000	415, 800	
118	304, 200	388, 700		
119	304, 500	389, 500		
120	304, 800	390, 300		

121	304,900	390,900
122	305,100	391,700
123	305,400	392,400
124	305,700	393,100
125	305,900	393,700
126		394,400
127		394,900
128		395,500
129		396,200
130		396,800
131		397,300
132		397,800
133		398,100
134		398,400
135		398,700
136		399,000
137		399,300
138		399,600
139		399,900
140		400,200
141		400,500
142		400,800
143		401,100
144		401,400
145		401,600
146		401,900
147		402,200
148		402,400
149		402,600
150		402,900
151		403,200
152		403,400

(40)

153	403, 600			
154	403, 900			
155	404, 200			
156	404, 400			
157	404, 600			
158	404, 900			
159	405, 200			
160	405, 400			
161	405, 600			
再任用職員		224, 400	297, 300	323, 600
				404, 400

備考 (一) この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びにこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職九級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第十二条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十二条第三項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第十三条第一項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その者に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第一号中「場合」の下に「（行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがない

ときはその職員が行政職九級職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「それを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行政職九級職員等が行政職九級職員等以外の職員となつた場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級職員等以外の職員となつた場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職九級職員等以外のものが行政職九級職員等となつた場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行政職八級職員等及び行政職九級職員等以外のものが行政職八級職員等となつた場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第二十三条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第八条第二項中「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」を「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年大分県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

第六条第二項中「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」に改める。

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」を「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」に改める。

(特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正)

第七条 特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第八条 特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第九条 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例(昭和二十二年大分県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第十条 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第十一条 特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例(昭和三十八年大分県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第三条、第五条関係)

特 別 職 秘 書 給 料 表		
号	給 給	料 月 額
一 号	給	二二七、七〇〇円
二 号	給	二四五、七〇〇円
三 号	給	二六三、七〇〇円
四 号	給	二八一、七〇〇円
五 号	給	二九九、七〇〇円
六 号	給	三二〇、六〇〇円
七 号	給	三四一、二〇〇円
八 号	給	三六一、八〇〇円
九 号	給	三八一、三〇〇円
十 号	給	四〇七、三〇〇円
十一号	給	四二五、一〇〇円
十二号	給	四五七、六〇〇円
十三号	給	四八一、五〇〇円
十四号	給	五〇二、四〇〇円
十五号	給	五一三、四〇〇円
十六号	給	五二一、四〇〇円

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十二条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

(大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十三条 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十八年大分県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条、第十

条、第十二条及び第十三条並びに附則第八項から第十項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第二十三条第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定、第五条の規定（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第十一条の規定による改正後の特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職秘書給与条例」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正後の給与条例（以下「第一条改正後給与条例」という。）第二十三条第二項の規定、第三条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第八条第二項の規定、第五条の規定による改正後の任期付研究員条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）第六条第二項の規定、第七条の規定による改正後の特別職の常勤職員の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第九条の規定による改正後の大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

4 平成二十八年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（切替日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

5 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の第一条改正後給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から平成二十九年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

6 施行日から平成二十九年三月三十一日までの間において、第一条改正後給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条改正後給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与等の内払)

- 7 第一条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の特別職給与条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職秘書給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付職員条例、第五条の規定による改正前の任期付研究員条例、第七条の規定による改正前の特別職の常勤職員の給与等に関する条例若しくは第十一条の規定による改正前の特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例に基づいて支給された給与又は第九条の規定による改正前の大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第一条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の特別職給与条例若しくは改正後の特別職秘書給与条例の規定による給与又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(扶養手当に関する経過措置)

- 8 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与条例（以下「第二条改正後給与条例」という。）第十二条第一項ただし書並びに第十三条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十二条第三項及び第十三条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万二千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級以上職員等」という。）にあつては、一万円）、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき七千円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族

族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠く

に至つた者がある場合を除く。）とあるのは 二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者

がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を

欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第二項中「扶養親族（行政職九級職員等にあつて

は、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第七号」と、「において、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員とな

つた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等が行政職八級以上職員等」と、同項第六号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「行政職八級職員等及び行政職九級職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等」と、「が行政職八級職員等」とあるのは「が行政職八級以上職員等」とする。

- 9 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第十二条第一項ただし書及び第十三条第三項第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十二条第三項及び第十三条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については九千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級以上職員等」という。）にあつては、六千五百円）、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千五百円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（行政職八級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち一人については八千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある」とあるのは「扶養親族がある場合、行政職八級以上職員等から行政職八級以上職員等以外の職員となつた職員であつて扶養親族たる父母等がこの項の規定による届出に係るものがあるもの（扶養親族たる子でこの項の規定による届出に係るものがないものに限る。）に配偶者が不在」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族（新たに行政職八級以上職員等となつた者にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合（行政職八級以上職員等にあつては、新たに扶養親族たる子たる要件を具備するに至つた者がある場合に限る。）において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「一 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある

場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者

がある場合を除く。）とあるのは 二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合

がある場合を除く。）とあるのは 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある

（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）とあるのは 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある

（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた

場合を除く。）

と、同条第二項中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族

たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合において

その職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と

と、「死亡した日、行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれ

か」とあるのは「第一号から第四号まで、第六号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの

日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある行政職八級以上職員等以外の職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている

職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある行政職八級以上職員等以外の職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第三号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行政職九級職員等が行政職九級職員等」とあるのは「扶養親族たる父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政職八級以上職員等であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが行政職八級以上職員等」と、同項第四号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等が行政職八級以上職員等」と、同項第六号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者」と、「行政職八級職員等及び行政職九級職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等」と、「が行政職八級職員等」とあるのは「が行政職八級以上職員等」と、「場合」とあるのは「場合又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある行政職八級以上職員等以外の職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが行政職八級以上職員等となつた場合」とする。

- 10 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第十二条第一項ただし書及び第十三条第三項第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十二条第三項及び第十三条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については七千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級以上職員等」という。）にあつては、三千五百円）、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき九千五百円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（行政職八級以上職員等にあつては三千五百円、行政職八級以上職員等以外の職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつてはそのうち一人については七千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある」とあるのは「扶養親族がある場合、行政

職八級以上職員等から行政職八級以上職員等以外の職員となつた職員であつて扶養親族たる父母等がこの項の規定による届出に係るものがあるもの（扶養親族たる子でこの項の規定による届出に係るものがないものに限る。）に配偶者が不在」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族（新たに行政職八級以上職員等となつた者にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合（行政職八級以上職員等にあつては、新たに扶養親族たる子たる要件を具備するに至つた者がある場合に限る。）において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行政職九級職員等に扶養親族たる

「二 扶養

配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは 三 扶養

四 扶養

親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員（行政職八級以上職員等にあつては、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員（行政職八級以上職員等にあつては、扶養親族は第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過親族たる子があるものに限る。）が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合親族たる子があるものに限る。）が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

を除く。）

と、同条第二項中「扶養親族

を除く。）

」

（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号から第四号まで、第六号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは

「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある行政職八級以上職員等以外の職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある行政職八級以上職員等以外の職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第三号中「扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行政職九級職員等が行政職九級職員等」とあるのは「扶養親族たる父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政職八級以上職員等であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが行政職八級以上職員等」と、同項第四号中「行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等が行政職八級以上職員等」と、「場合」とあるのは「場合（前号に該当する場合を除く。）」と、同項第六号中「行政職八級職員等及び行政職九級職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等」と、「が行政職八級職員等」とあるのは「が行政職八級以上職員等」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 11 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

理 由

人事委員会の勧告等の趣旨を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情を考慮して、一般職の職員の給与の改定等を行う必要があるので提出する。

第123号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

項目1：職員の給与に関する条例の一部改正（第1条及び第2条関係）

項目	改正内容	備考																																																																														
(1) 給料表改定 (別表第1～6)	若年層に重点を置いた給料月額の上上げ (平均改定率0.15%、月額521円)	平成28年4月1日 適用																																																																														
(2) 初任給調整 手当 (第11条の2)	医師等に対する初任給調整手当の上限月額の上上げ ・医療職給料表(一)の適用を受ける職員 月額 413,300円 → 413,800円 ・医学又は歯学に関する専門的知識を有する者 月額 50,500円 → 50,600円																																																																															
(3) 扶養手当 (第12条)	国家公務員の配偶者に係る扶養手当の見直しに準じた改定(独自の経過措置) <主な改定内容> ①配偶者に係る手当額を引下げ (13,000円→6,500円) ②子に係る手当額を上上げ (6,500円→10,000円) ③行政職8級相当の職員には、子以外の扶養手当を3,500円支給。 行政職9級相当の職員には、子以外の扶養手当を支給しない。 ※改定は経過措置を設けて、段階的に実施	平成29年4月1日 施行																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配偶者</td> <td>7級まで</td> <td>13,000</td> <td>12,500</td> <td>9,500</td> <td>7,500</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>13,000</td> <td>10,000</td> <td>6,500</td> <td>3,500</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>13,000</td> <td>10,000</td> <td>6,500</td> <td>3,500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子</td> <td>6,500</td> <td>7,000</td> <td>8,500</td> <td>9,500</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">父母等</td> <td>7級まで</td> <td>6,500</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>6,500</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>3,500</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>6,500</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>3,500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">配偶者が ない 場合の 一人目</td> <td>子</td> <td>11,000</td> <td>10,000</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">父 母 等</td> <td>7級まで</td> <td>11,000</td> <td>9,000</td> <td>8,000</td> <td>7,000</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>11,000</td> <td>9,000</td> <td>6,500</td> <td>3,500</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>11,000</td> <td>9,000</td> <td>6,500</td> <td>3,500</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			現行	29年度	30年度	31年度	32年度	配偶者	7級まで	13,000	12,500	9,500	7,500	6,500	8級	13,000	10,000	6,500	3,500	→	9級	13,000	10,000	6,500	3,500	0	子		6,500	7,000	8,500	9,500	10,000	父母等	7級まで	6,500	→	→	→	→	8級	6,500	→	→	3,500	→	9級	6,500	→	→	3,500	0	配偶者が ない 場合の 一人目	子	11,000	10,000	→	→	→	父 母 等	7級まで	11,000	9,000	8,000	7,000	6,500	8級	11,000	9,000	6,500	3,500	→	9級	11,000	9,000	6,500	3,500	0	
		現行	29年度	30年度	31年度	32年度																																																																										
配偶者	7級まで	13,000	12,500	9,500	7,500	6,500																																																																										
	8級	13,000	10,000	6,500	3,500	→																																																																										
	9級	13,000	10,000	6,500	3,500	0																																																																										
子		6,500	7,000	8,500	9,500	10,000																																																																										
父母等	7級まで	6,500	→	→	→	→																																																																										
	8級	6,500	→	→	3,500	→																																																																										
	9級	6,500	→	→	3,500	0																																																																										
配偶者が ない 場合の 一人目	子	11,000	10,000	→	→	→																																																																										
	父 母 等	7級まで	11,000	9,000	8,000	7,000	6,500																																																																									
		8級	11,000	9,000	6,500	3,500	→																																																																									
		9級	11,000	9,000	6,500	3,500	0																																																																									
(4) 勤勉手当 (第23条)	<p>期末・勤勉手当の年間支給月数の引上げ (4.20月→4.30月)に係る12月期の支給月数の改正 引上げ分は勤勉手当に配分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤勉手当</th> <th>6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>支給済</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職員</td> <td>0.80</td> <td>0.80</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>特定管理職員</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td>0.375</td> <td>0.375</td> <td>0.425</td> </tr> </tbody> </table> <p>6月期と12月期の支給月数の改正 (期末・勤勉手当4.30月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤勉手当</th> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>H28.12以降</th> <th>改正後</th> <th>H28.12以降</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職員</td> <td>0.80</td> <td>0.85</td> <td>0.90</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>特定管理職員</td> <td>1.00</td> <td>1.05</td> <td>1.10</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td>0.375</td> <td>0.40</td> <td>0.425</td> <td>0.40</td> </tr> </tbody> </table>	勤勉手当	6月期	12月期		支給済	現行	改正後	一般職員	0.80	0.80	0.90	特定管理職員	1.00	1.00	1.10	再任用職員	0.375	0.375	0.425	勤勉手当	6月期		12月期		H28.12以降	改正後	H28.12以降	改正後	一般職員	0.80	0.85	0.90	0.85	特定管理職員	1.00	1.05	1.10	1.05	再任用職員	0.375	0.40	0.425	0.40	平成28年12月1日 適用																																			
勤勉手当	6月期		12月期																																																																													
	支給済	現行	改正後																																																																													
一般職員	0.80	0.80	0.90																																																																													
特定管理職員	1.00	1.00	1.10																																																																													
再任用職員	0.375	0.375	0.425																																																																													
勤勉手当	6月期		12月期																																																																													
	H28.12以降	改正後	H28.12以降	改正後																																																																												
一般職員	0.80	0.85	0.90	0.85																																																																												
特定管理職員	1.00	1.05	1.10	1.05																																																																												
再任用職員	0.375	0.40	0.425	0.40																																																																												
		平成29年4月1日 施行																																																																														

項目2：一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条及び第4条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
(1)給料表改定 (第7条)	任期付職員給料表の一部の号給の給料月額の上上げ	平成28年4月1日 適用												
(2)期末手当 (第8条)	年間支給月数の引上げ（3. 15月→3. 25月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 575</td> <td></td> <td>1. 575</td> <td>1. 675</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期				現 行	改 正 後	1. 575		1. 575	1. 675	平成28年12月1日 適用
	6月期		12月期											
		現 行	改 正 後											
1. 575		1. 575	1. 675											
6月期と12月期の支給月数の改正（3. 25月） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>H28.12以降</th> <th>改 正 後</th> <th>H28.12以降</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 575</td> <td>1. 625</td> <td>1. 675</td> <td>1. 625</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		H28.12以降	改 正 後	H28.12以降	改 正 後	1. 575	1. 625	1. 675	1. 625	平成29年4月1日 施行	
6月期		12月期												
H28.12以降	改 正 後	H28.12以降	改 正 後											
1. 575	1. 625	1. 675	1. 625											

項目3：一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第5条及び第6条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
(1)給料表改定 (第5条)	第1、2号任期付研究員給料表の一部の号給の給料月額の上上げ	平成28年4月1日 適用												
(2)期末手当 (第6条)	年間支給月数の引上げ（3. 15月→3. 25月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 575</td> <td></td> <td>1. 575</td> <td>1. 675</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期				現 行	改 正 後	1. 575		1. 575	1. 675	平成28年12月1日 適用
	6月期		12月期											
		現 行	改 正 後											
1. 575		1. 575	1. 675											
6月期と12月期の支給月数の改正（3. 25月） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>H28.12以降</th> <th>改 正 後</th> <th>H28.12以降</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 575</td> <td>1. 625</td> <td>1. 675</td> <td>1. 625</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		H28.12以降	改 正 後	H28.12以降	改 正 後	1. 575	1. 625	1. 675	1. 625	平成29年4月1日 施行	
6月期		12月期												
H28.12以降	改 正 後	H28.12以降	改 正 後											
1. 575	1. 625	1. 675	1. 625											

項目4：特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正（第7条及び第8条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考											
(1)期末手当 (第5条)	年間支給月数の引上げ（3. 15月→3. 25月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>支給済</th> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 50</td> <td>1. 65</td> <td>1. 75</td> </tr> </tbody> </table>	6月期	12月期		支給済	現 行	改 正 後	1. 50	1. 65	1. 75	平成28年12月1日 適用		
	6月期	12月期											
支給済	現 行	改 正 後											
1. 50	1. 65	1. 75											
6月期と12月期の支給月数の改正（3. 25月） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>H28.12以降</th> <th>改 正 後</th> <th>H28.12以降</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 50</td> <td>1. 55</td> <td>1. 75</td> <td>1. 70</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		H28.12以降	改 正 後	H28.12以降	改 正 後	1. 50	1. 55	1. 75	1. 70	平成29年4月1日 施行
6月期		12月期											
H28.12以降	改 正 後	H28.12以降	改 正 後										
1. 50	1. 55	1. 75	1. 70										

項目5：大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正（第9条及び第10条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
(2) 期末手当 (第7条)	年間支給月数の引上げ（3. 15月→3. 25月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>支給済</th> <th>現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 50</td> <td>1. 65</td> <td colspan="2">1. 75</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		支給済	現行	改正後		1. 50	1. 65	1. 75		平成28年12月1日適用
	6月期		12月期											
支給済	現行	改正後												
1. 50	1. 65	1. 75												
	6月期と12月期の支給月数の改正（3. 25月） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>H28. 12以降</th> <th>改正後</th> <th>H28. 12以降</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 50</td> <td>1. 55</td> <td>1. 75</td> <td>1. 70</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		H28. 12以降	改正後	H28. 12以降	改正後	1. 50	1. 55	1. 75	1. 70	平成29年4月1日施行
6月期		12月期												
H28. 12以降	改正後	H28. 12以降	改正後											
1. 50	1. 55	1. 75	1. 70											

項目6：特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第11条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考
(1) 給料表改定 (別表)	特別職秘書給料表の全ての号給の給料月額引上げ (一般職の職員に準じて改定)	平成28年4月1日適用

項目7：企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第12条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考
扶養手当	第4条第2項第2号（扶養親族たる子及び孫）を同項第2号（扶養親族たる子）と同項第3号（扶養親族たる孫）に分ける。 (一般職の職員に準じて改定)	平成29年4月1日施行

項目8：大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第13条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考
扶養手当	第7条第2項第2号（扶養親族たる子及び孫）を同項第2号（扶養親族たる子）と同項第3号（扶養親族たる孫）に分ける。 (一般職の職員に準じて改定)	平成29年4月1日施行

附則（第1項～第11項関係）

項 目	改 正 内 容
第1項 〈施行期日〉	施行期日 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条及び第13条並びに附則第8項から第10項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。
第2項 〈適用日〉	第1条、第3条、第5条、第11条について給料表・初任給調整手当等の改定の適用日：平成28年4月1日
第3項 〈適用日〉	第1条の平成28年12月に支給される勤勉手当の支給率及び第3条の任期付職員・第5条の任期付研究員・第7条の特別職・第9条の議員の期末手当の支給率の改定の適用日：平成28年12月1日
第4項 〈号給の調整〉	平成28年4月1日（切替日）前の異動者の号給の調整 切替日前に職務の級を異にして異動した職員等については、切替日において異動した職員との均衡から調整を行う。
第5項 〈号給の調整〉	切替日から施行日前の異動者の号給 施行日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給は、人事委員会の定めるところによる。
第6項 〈号給の調整〉	施行日から平成29年3月31日までの間の異動者の号給の調整 施行日後に職務の級を異にして異動した職員等については、切替日において異動した職員との均衡から調整を行う。
第7項 〈給与等の内払〉	給与等の内払 改正前の給与条例、任期付職員条例、任期付研究員条例、特別職給与条例、議員報酬条例及び特別職秘書給与条例に基づいて支給された給与等は、改正後の各条例の規定による給与等の内払とみなす。
第8項 〈経過措置〉	平成29年度における扶養手当額等の経過措置 内容は、項目1（3）改正内容の欄の表中29年度の欄のとおり。
第9項 〈経過措置〉	平成30年度における扶養手当額等の経過措置 内容は、項目1（3）改正内容の欄の表中30年度の欄のとおり。
第10項 〈経過措置〉	平成31年度における扶養手当額等の経過措置 内容は、項目1（3）改正内容の欄の表中31年度の欄のとおり。
第11項 〈人事委員会への委任〉	人事委員会規則への委任 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、人事委員会で定める。

【資料 1】

1. 平成29年度教科用図書選定審議会のスケジュール

平成29年度は「特別の教科 道徳」(小学校)の初採択

平成28年度

12月13日	○教育委員会にて教科用図書選定審議会委員の委員構成の決定
12月下旬	○教科用図書選定審議会委員の推薦依頼(教育事務所等へ)
1月下旬	○教科用図書選定審議会委員の推薦回答
2月21日	○教育委員会にて教科書選定審議会委員の承認 ※H29は審議会を2回開催、任期が4/1~8/31であることを依頼文の中で明記

平成29年度

4月1日	○大分県教科用図書選定審議会設置(設置期間4/1~8/31)
4月下旬	○第1回大分県教科用図書選定審議会開催(調査依頼)
5月17~19日(予備日24日~26日)	◆教科書調査研究協議会
6月初旬	○第2回大分県教科用図書選定審議会開催(調査報告) ○教育委員会へ答申(建議)

2. 関係法令等

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令
(選定審議会の委員)

第九条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

- 一 義務教育諸学校の校長及び教員
- 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
- 三 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

○大分県教科用図書選定審議会の委員の数を定める条例

大分県教科用図書選定審議会の委員の数は、二十名とする。

附則

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2. 教科書採択の方法

【資料 2】

1 採択の権限

教科書採択の権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する教育委員会に、また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にある。

2 採択の方法

採択の方法は「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」に定められている。

【主に県教育委員会が行う事務】

○諮問・答申

適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は、教科書について調査・研究し、採択者（市町村教育委員会等）に指導・助言・援助する。これを行うに当たり都道府県教育委員会は、学校の校長及び教員、教育委員会関係者、学識経験者から構成される「教科用図書選定審議会」を毎年度設置し、あらかじめ意見を聴く。

（無償措置法第十・十一条 / 施行令第九条）

○指導・助言・援助

教科用図書選定審議会は専門的かつ膨大な調査・研究を行うため、通常、教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱している。都道府県教育委員会は、この審議会の調査・研究結果をもとに選定資料を作成し、それを採択権者に送付し助言とする。

（無償措置法第十・十一条 / 施行令第九条）

○教科書展示会の開催

【主に市町村教育委員会等採択権者が行う事務】

○採択

採択権者は、都道府県の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で1種目につき1種類の教科書を採択する。なお、共同採択地区で採択地区協議会を設けた場合、市町村教育委員会は「協議会」で決定した同一の教科書を採択しなければならない。

（無償措置法第十三条）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

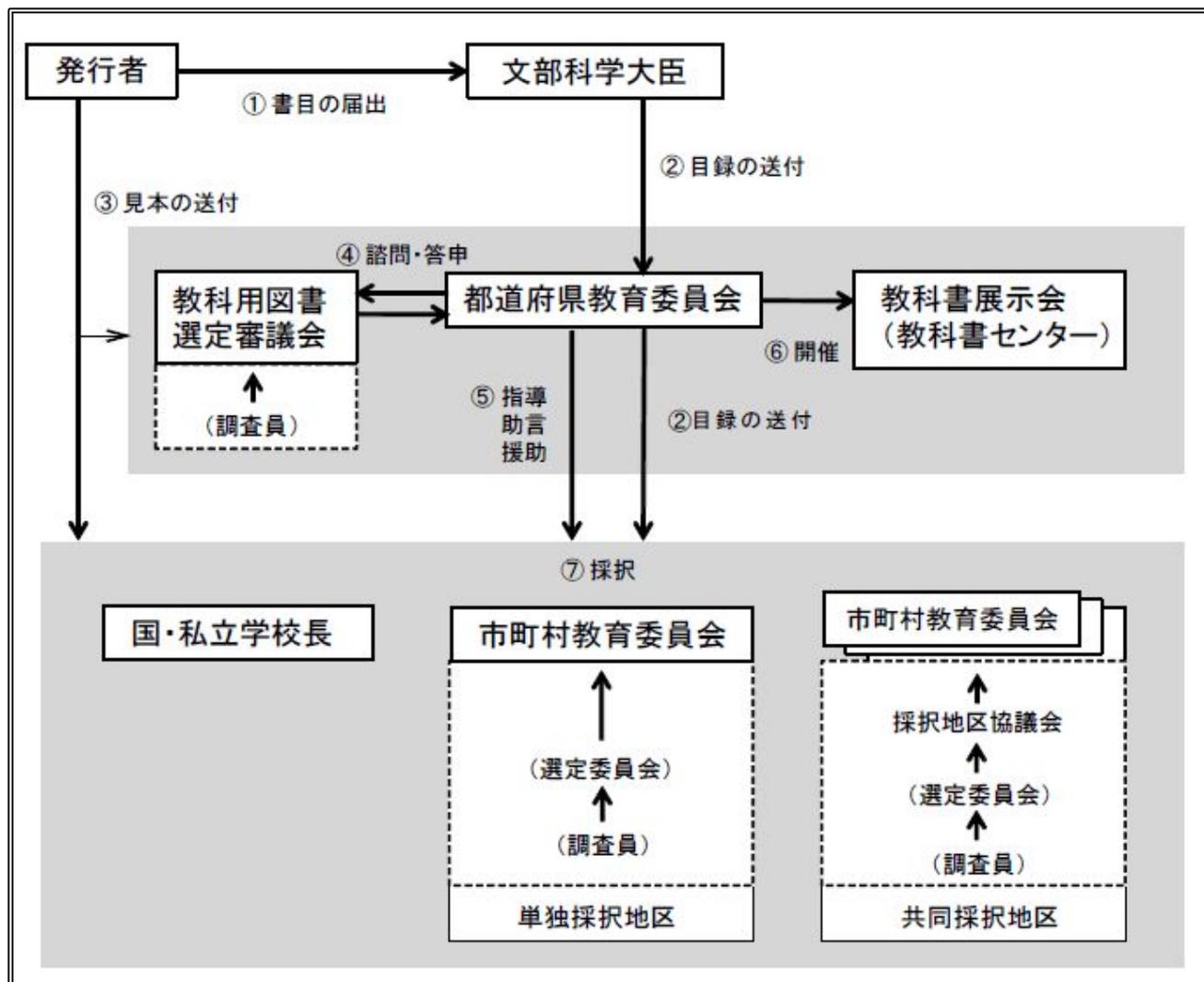
（都道府県の教育委員会の任務）

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。



義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(選定審議会の所掌事務)

第八条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

参考「教科書制度の概要」（平成28年6月 文部科学省）

3. 主な根拠法令

【資料3】

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

[無償措置法]

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

[無償措置法施行令]

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第七条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第八条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

第九条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。

- 一 義務教育諸学校の校長及び教員
 - 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
 - 三 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

○大分県教科用図書選定審議会の委員の数を定める条例

大分県教科用図書選定審議会の委員の数は、二十名とする。

○大分県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第十条の規定に基づき、大分県教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第二条 選定審議会に会長及び副会長各1名を置き、互選によつて定める。

2 会長は、選定委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第三条 選定審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員定数の三分の一以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、会議を招集しなければならない。

(議事)

第四条 選定審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 選定審議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査員)

第五条 選定審議会は、種目ごとに、必要数の調査員を置く。

2 調査員は、大分県教育委員会が任命する。

3 調査員は、教科用図書等に関する専門的事項の調査にあたる。

(庶務)

第六条 選定審議会の庶務は、大分県教育庁義務教育課において処理する。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、選定審議会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二七・三・三一教委規則第三号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

4. 平成29年度大分県教科用図書選定審議会委員の構成について

【資料4】

区分	選出校種等			
	平成29年度(案) (小学校道徳初採択)	平成28年度 (小・中採択替えなし)	平成27年度 (中学校採択替え)	平成26年度 (小学校採択替え)
教員 (二号委員) 義務教育諸学校の校長及び	①小学校校長代表 ②中学校校長代表 ③特別支援学校校長代表 ④教員代表(小学校) ⑤教員代表(小学校) ⑥教員代表(小学校) ⑦教員代表 (特別支援学校小学部)	①小学校校長代表 ②中学校校長代表 ③特別支援学校校長代表 ④教員代表(小学校) ⑤教員代表(中学校) ⑥教員代表 (特別支援学校小学部) ⑦教員代表 (特別支援学校中学部)	①小学校校長代表 ②中学校校長代表 ③特別支援学校校長代表 ④中学校教頭代表 ⑤教員代表(中学校) ⑥教員代表(中学校) ⑦教員代表(中学校) ⑧教員代表 (特別支援学校中学部)	①小学校校長代表 ②中学校校長代表 ③特別支援学校校長代表 ④小学校教頭代表 ⑤教員代表(小学校) ⑥教員代表(小学校) ⑦教員代表(小学校) ⑧教員代表 (特別支援学校小学部)
事務局長に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員	⑧市町村教育長協議会 代表(大分市) ⑨市町村教育長協議会 代表(別府市) ⑩県教育委員会専門職 代表(特別支援教育課長) ⑪県教育委員会専門職代表 (大分教育事務所次長兼指導課長) ⑫県教育委員会指導主事 代表(教育センター教科 研修部) ⑬県教育委員会指導主事 代表(義務教育課幼稚園 教育担当指導主事) ⑭市町村教育委員会指導主 事代表	⑧市町村教育長協議会 代表(大分市) ⑨市町村教育長協議会 代表(別府市) ⑩県教育委員会専門職 代表(特別支援教育課長) ⑪県教育委員会専門職代表 (大分教育事務所次長兼指導課長) ⑫県教育委員会指導主事 代表(教育センター特別 支援教育部) ⑬県教育委員会指導主事 代表(義務教育課指導主 事) ⑭市町村教育委員会指導主 事代表	⑨市町村教育長協議会 代表(佐伯市) ⑩市町村教育長協議会 代表(竹田市) ⑪県教育委員会専門職 代表(特別支援教育課長) ⑫県教育委員会専門職代表 (大分教育事務所次長兼指導課長) ⑬県教育委員会指導主事 代表(教育センター教科 研修部) ⑭県教育委員会指導主事 代表(義務教育課指導主 事) ⑮市町村教育委員会指導主 事代表	⑨市町村教育長協議会 代表(大分市) ⑩市町村教育長協議会 代表(別府市) ⑪県教育委員会専門職 代表(特別支援教育課長) ⑫県教育委員会専門職代表 (大分教育事務所次長兼指導課長) ⑬県教育委員会指導主事 代表(教育センター教科 研修部) ⑭県教育委員会指導主事 代表(義務教育課指導主 事) ⑮市町村教育委員会指導主 事代表
する者 (三号委員) 教育に関し学識経験を有	⑮大分大学教育学部 学部代表(附属学校園連 携統括長) ⑯大分大学教育学部 附属小学校校長 ⑰大分県PTA連合会代表 ⑱大分県PTA連合会代表 ⑲大分県特別支援学校 知的障がい教育校PTA 連合会代表 ⑳私学振興・青少年課長	⑮大分大学教育学部 学部代表(附属学校園連 携統括長) ⑯大分大学教育学部 附属特別支援学校校長 ⑰大分県PTA連合会代表 ⑱大分県PTA連合会代表 ⑲大分県特別支援学校 知的障がい教育校PTA 連合会代表 ⑳私学振興・青少年課長	⑯大分大学教育福祉科学部 学部代表(附属学校園連 携統括長) ⑰大分大学教育福祉科学部 附属中学校校長 ⑱大分県PTA連合会代表 ⑲大分県PTA連合会代表 ⑳私学振興・青少年課長	⑯大分大学教育福祉科学部 学部長 ⑰大分大学教育福祉科学部 附属小学校副校長 ⑱大分県PTA連合会代表 ⑲大分県PTA連合会代表 ⑳私学振興・青少年課長